

SMBC NEWS



2016年9月14日

移転価格同時文書及び関連申告を改定 国家税務総局公告 2016 年第 42 号

国家税務総局は 2016 年 6 月 29 日付で、《関連申告及び同時文書管理の完備に関連する事項に関する公告》（国家税務総局公告 2016 年第 42 号、以下「本公告」）を公布し、BEPS 行動計画^(※)に基づき、中国における移転価格に関する関連申告や同時文書の内容について改定を行いました。

2015 年 9 月に国家税務総局により発表された、《特別納税調整実施弁法（意見募集稿）》は、BEPS 行動計画で推奨された移転価格文書化の内容を中国の国情を考慮した上で取り入れており、マスターファイル・ローカルファイル・特殊事項ファイルの 3 種類から成る同時文書を作成の上報告するという枠組みが明確にされていました。

本公告は 2016 年以降の会計年度から適用され、また現行の《特別納税調整実施弁法（試行）》（国税発[2009]2 号、以下「2 号文書」）のうち、第 2 章・第 3 章・第 74 条・第 89 条及び《中華人民共和国企業年度関連業務取引報告表》（国税発[2008]114 号）は同時に廃止されました。

※ BEPS 行動計画：BEPS（Base Erosion and Profit Shifting/税源侵食及び利益移転）について、OECD や中国を含む G20 諸国等が共同でまとめた行動指針

<主要関連法規>

2008 年

- 《企業関連当事者の支払利息に係る税前控除基準関連税收政策問題に関する通知》（財税[2008]121 号）
- 《〈中華人民共和国企業年度関連業務取引報告表〉印刷・公布に関する通知》（国税発[2008]114 号、本公告により廃止）

2009 年

- 《特別納税調整実施弁法（試行）》（国税発[2009]2 号、本公告により一部廃止）
- 《〈2008 年版企業年度関連業務取引報告表業務要求〉印刷・公布に関する通知》（国税発[2009]72 号）
- 《移転価格追跡管理強化の関連問題に関する通知》（国税函[2009]188 号）
- 《クロスボーダー関連取引監督コントロール及び調査の強化に関する通知》（国税函[2009]363 号）

2014 年

- 《居住者企業の国外投資及び所得情報報告関連問題に関する公告》（国家税務総局公告 2014 年第 38 号）
- 《高額費用対外支払に係る反租税回避調査に関する通知》（税総弁発[2014]146 号）
- 《特別納税調整監督コントロール管理関連問題に関する公告》（国家税務総局公告 2014 年第 54 号）

2015 年

- 《企業の国外関連当事者への費用支払に係る関連企業所得税問題に関する公告》（国家税務総局公告 2015 年第 16 号）
- 《コストシェアリング協議の管理規範化に関する公告》（国家税務総局公告 2015 年第 45 号）
- 《特別納税調整実施弁法（意見募集稿）》（2015 年 9 月 17 日公布）

SMBC NEWS



- BEPS（税源浸食と利益移転）行動計画 15 の完成及び成果報告の発表（2015 年 10 月）
 - 各参加国の到達必須の 4 最低基準：BEPS 行動計画 6（税収協定の濫用防止）、BEPS 行動計画 5（有害税収競争の防止）、BEPS 行動計画 13（移転価格ファイル及び国別報告）、BEPS 行動計画 14（争議解決）

2016 年

- ≪関連申告及び同時文書管理関連事項の完備に関する公告≫（国家税務総局公告 2016 年第 42 号）

1. 本公告の概要

本公告では、関連申告の主体・関連関係の判定・関連取引の分類、国別報告の報告主体・報告内容、同時文書の種類・内容・準備条件及び期限等について、詳細に規定しています。

■ 関連申告の主体（本公告第 1 条）

以下の主体は、その関連当事者との間の業務取引について関連申告を行い、関連業務取引報告表を作成しなければなりません。

申告主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帳簿検査により納税を行う居住者企業 ・ 中国国内において機構・場所を設立、且つ事実に基づき企業所得税を申告・納付を行う非居住者企業
------	--

■ 関連関係の判定基準（本公告第 2-3 条）

<2 号文書からの主な変更点>

- ◇ 個人親族関係の持分比率の合算を追加
- ◇ 貸借資金の実収資本に占める比率の計算式を追加
- ◇ 商標権・著作権の提供を追加、産業財産権を取消
- ◇ 「支配」の定義を追加、≪36 号関連当事者の会計開示準則≫と一致
- ◇ 関連関係は実際の存続期間に基づき認定するとの規定を追加
- ◇ 国有資産管理部門が董事・高級管理人員等を派遣している場合は関連関係を構成しないとの規定を追加

<企業がその他企業・組織・個人と関連関係を構成する条件>

持分比率	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方が直接或いは間接的に保有する他方の持分の総和\geq25% ・ 双方が直接或いは間接的に同一の第三者に保有されている持分\geq25% ✓ 一方が中間者（中間者に対する持分比率 25%以上）を通じて他方に対して間接的に持分を保有する場合、中間者の他方に対する持分の比率に基づき計算
資金貸借	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 持分比率基準を満たしていないものの、双方に持分関係が存在する或いは同一の第三者に持分を保有されている場合、以下のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方間の貸借資金総額がいずれか一方の実収資本に占める比率\geq50%（独立金融機関間の貸借を除く） ・ 一方の全ての貸借資金総額の 10%以上が他方により保証されている（独立金融機関間の保証を除く）

SMBC NEWS



	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 計算式： <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借資金総額が実収資本に占める比率＝年平均貸借資金/年平均実収資本 ・ 年平均貸借資金＝借入或いは貸付資金の帳簿金額×借入或いは貸付資金の年度実際占用日数/365 ・ 年平均実収資本＝実収資本の帳簿金額×実収資本の年度実際占用日数/365
特許権	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 持分比率基準を満たしていないものの、双方に持分関係が存在する或いは同一の第三者に持分を保有されている場合、以下の状況が存在 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方の生産経営活動が他方による特許権・非特許技術・商標権・著作権等の特許権の提供がなければ正常に行うことができない
支配関係	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 持分比率基準を満たしていないものの、双方に持分関係が存在する或いは同一の第三者に持分を保有されている場合、以下の状況が存在 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方の買入・販売・役務受領・役務提供等の経営活動が他方により支配^(※1)されている ※1 支配：一方が他方の財務及び経営方針を決定する権利を有し、またこれに基づき他方の経営活動から利益を獲得できること
任命派遣	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下いずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方の半数以上の董事或いは半数以上の高級管理人員^(※2)が他方により任命或いは派遣されている、或いは同時に他方の董事或いは高級管理人員を務めている ・ 双方のそれぞれ半数以上の董事或いは半数以上の高級管理人員が同一の第三者により任命或いは派遣されている ※2 高級管理人員：上場会社の董事会秘書・経理・副経理・財務責任者及び会社定款が規定するその他人員
親族関係	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 二人以上の夫妻・直系親族・兄弟姉妹及びその他の養育・扶養関係を有する自然人が共同で同一企業の持分を保有する場合、関連関係を判定する際に持分比率を合算する ✓ 夫妻・直系親族・兄弟姉妹及びその他の養育・扶養関係を有する二人の自然人がそれぞれ双方と上述の各項目の関係のいずれかを有する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家が持分を保有する或いは国有資産管理部門が董事・高級管理人員を派遣していることにより上述の各項目の関係が存在する場合に限り、本公告でいう関連関係を構成しない

■ 関連取引の種類（本公告第4条）

<2号文書からの主な変更点>

- ◇ 関連取引の種類に「金融資産の譲渡」を追加
- ◇ 無形資産に特許経営権・政府許可を追加、土地使用権・一部の産業財産権を取消
- ◇ 資金融通にグループのプーリング業務を追加
- ◇ 労務取引を更に細分化し、招聘・研修・集中購買等を追加で列挙

<関連取引の概要>

有形資産の使用権/ 所有権の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品 ・ 製品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅建築物 ・ 交通手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器設備 ・ 工具器具等
---------------------	--	---	---

SMBC NEWS



金融資産の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売掛金 ・ 受取手形 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の未収金 ・ 持分投資 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債券投資及びデリバティブ金融手段により生じる資産等
無形資産の使用権/ 所有権の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権 ・ 非特許技術 ・ 商業機密 ・ 商標権 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランド ・ 顧客リスト ・ 販売ルート ・ 特許経営権 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府許可 ・ 著作権等
資金融通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種長短期貸借資金（グループのプーリングを含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保費用 ・ 各種の利息付前払金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の利息付延払金等
役務取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査 ・ マーケティングプラン ・ 代理 ・ 設計 ・ コンサルティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務管理 ・ 技術サービス ・ 契約による研究開発 ・ メンテナンス ・ 法律サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務管理 ・ 会計監査 ・ 招聘 ・ 研修 ・ 集中購買等

■ 国別報告（本公告第5-9条）

国別報告は年度関連業務取引報告書の附表であり、企業所得税申告時に一括して報告を行います。

<2号文書からの主な変更点>

- ◇ 国別報告を記入する状況を追加
- ◇ 最終持分企業の定義を追加
- ◇ 内容が国家安全に関わる場合の報告免除の条件を追加
- ◇ 税務機関が国別報告情報交換メカニズムを実施することができるとする規定を追加
- ◇ 税務機関による特別納税調査の実施時の被調査企への国別報告提供要求の可能条件を追加

<国別報告の報告主体及び報告内容>

以下条件のいずれかに該当する企業

- | | |
|------|--|
| 報告主体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該居住者企業が多国籍企業グループの最終持分企業^(※)であり、且つその前会計年度の連結財務諸表の各種収入金額の合計が55億元を超過 ※ 最終持分企業：その所属する多国籍企業グループが所有するメンバー実体の財務諸表を連結することができ、且つその他の企業の連結財務諸表に組み入れられない企業 ・ 当該居住者企業が多国籍企業グループから国別報告の送信・報告企業として指定されている ・ 企業が上記の範囲に属さないとしても、その所属する多国籍企業グループがその他の国家の関連規定に基づき国別報告を準備しなければならず、且つ一定の条件に合致する場合には、税務機関は特別納税調査を実施する際に企業に国別報告を提供することができる |
|------|--|

報告内容	最終持分企業が所属する多国籍企業グループが所有するメンバー実体の全世界の所得・税収及び業務活動の国別分布状況を開示
------	---

SMBC NEWS



- ・ 国別報告－所得・税収及び業務活動の国別分布表
- ・ 国別報告－多国籍企業グループのメンバー実体リスト
- ・ 国別報告－付加説明表
- ・ 中国語・英語の二ヶ国語で記入
- ・ 国家安全に関わる場合、一部或いは全ての国別報告の報告免除が可能
- ・ 税務機関は、中国が対外的に締結した協定・協議或いは取決めにに基づき国別報告の情報交換を実施可能

■ 同時文書（マスターファイル・ローカルファイル・特殊事項ファイル）（本公告第10-26条）

同時文書にはマスターファイル・ローカルファイル・特殊事項ファイルの3種類があり、後述の作成要件に該当する場合、それぞれファイルを作成する必要があります。ローカルファイルについては、関連取引が基準を超過した場合、当該取引だけではなく全ての関連取引について同ファイルを準備しなければなりません。

<2号文書からの主な変更点>

- ◇ BEPS 行動計画13に基づき、同時文書にはマスターファイル・ローカルファイル・特殊事項ファイルの3種類のファイルを含める旨、及び各ファイルの具体的内容を明確化
- ◇ 国内関連取引は当該3ファイルの準備が不要である旨を明確化
- ◇ マスターファイルの準備条件に、年度関連取引総額10億元超とする旨を追加
- ◇ ローカルファイルの準備条件に、金融資産の譲渡金額が1億元超とする旨を追加し、関連取引分類との整合性をもたせた

<注意事項>

- ◇ ≪移転価格追跡管理強化の関連問題に関する通知≫（国税函[2009]188号）及び≪クロスボーダー関連取引監督コントロール及び調査の強化に関する通知≫（国税函[2009]363号）の廃止は明確にされておらず、欠損発生により機能及びリスクに制限がある外資企業及び追跡管理期間内の企業は、同時文書準備の基準到達可否に関わらず、同時文書を準備しなければならない
- ◇ ローカルファイルの準備基準について、「無形資産・有形資産の譲渡」は所有権を強調しており、使用権の場合は「その他関連取引」となり、両者の適用基準も異なる

<同時文書の作成要件>

マスターファイル	最終持分企業が所属する企業グループの全世界業務の全体状況を開示
① 組織構造 ② 企業グループの業務 ③ 無形資産 ④ 融資活動 ⑤ 財務及び税務状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下のいずれかに該当する場合、マスターファイルを準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一年度にクロスボーダー関連取引が発生、且つ当該企業の財務諸表を連結した最終持分企業の所属する企業グループが既にマスターファイルを準備している ・ 年度関連取引総額>10億元 ✓ 関連取引が国内関連当事者のみと関連取引が発生する場合は準備不要 ✓ 準備期限：企業グループの最終持分企業の会計年度終了日より12ヶ月内 ✓ マスターファイルは税務機関の要求日より30日以内に提供し、税務機関が要求した準備完了日より10年保存

SMBC NEWS



ローカルファイル	企業の関連取引の詳細状況を開示
① 企業概況 ② 関連関係 ③ 関連取引(※) ④ 比較可能性分析 ⑤ 移転価格決定方法の選択及び使用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下のいずれかに該当する場合、ローカルファイルを準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有形資産所有権の譲渡金額（来料加工業務は年度輸出入申告価格に基づき計算）>2 億円 ・ 金融資産の譲渡金額>1 億円 ・ 無形資産所有権の譲渡金額>1 億円 ・ その他関連取引金額の合計>4,000 万円 ✓ 企業が事前確認制度を採用する場合、事前確認制度に関わる関連取引のローカルファイルは準備不要であり、且つ関連取引の金額は上述の関連取引金額の範囲に組み入れなくともよい ✓ 関連取引が国内関連当事者のみと発生する場合は準備不要 ✓ 準備期限：翌年 6 月 30 日まで ✓ ローカルファイルは税務機関の要求日より 30 日以内に提供し、税務機関が要求した準備完了日より 10 年保存
特殊事項ファイル	コストシェアリング協議特殊ファイル 過少資本特殊事項ファイル
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業がコストシェアリング協議を締結或いは実施した場合、コストシェアリング協議特殊事項ファイルを準備 ✓ 企業の関連債務資本比率が基準比率を超過しており、独立取引原則に適合していることを説明する場合、過少資本特殊事項ファイルを準備 ✓ 企業が事前確認制度を採用する場合、事前確認制度に関わる関連取引の特殊事項ファイルは準備不要 ✓ 関連取引が国内関連当事者のみと発生する場合は準備不要 ✓ 準備期限：翌年 6 月 30 日まで ✓ 特殊事項ファイルは税務機関の要求日より 30 日以内に提供し、税務機関が要求した準備完了日より 10 年保存

※ ローカルファイルの関連取引資料には以下を含む：(1) 関連取引概況 (2) バリュチェーン分析 (3) 対外投資 (4) 関連持分譲渡 (5) 関連役務 (6) 関連取引に直接関わる場合、中国以外の其他国家の税務主管当局が締結した事前確認制度及び行ったその他税収の裁定

2. 関連業務取引報告

2016 年改定版の報告表は全部で 22 枚（うち 3 枚は英語の報告表）あり、納税者が自身の業務状況に基づき必要な報告表を選択の上作成します。

納税者の規模・業務状況にもよりますが、一般的な企業の場合 9 枚以内となることが多いため、従前の報告表分量とほぼ同程度であると言えます。なお、報告表のうち 3 枚は初年度に記入すれば、翌年以降もそのまま使用することができます。

SMBC NEWS



3. 過少資本管理

上述1のとおり、企業の関連負債比率が規定の比率を超える場合、過少資本特殊事項ファイルを準備する必要があります。過少資本税制とは、企業が過大な借入（債権性投資）を行い、支払利息により課税所得からの控除額を増加させて税負担を軽減することを防止するため、関連当事者から受け入れた借入金と株式資本（権益性投資）の割合（負債資本比率）が規定の水準を超えた場合、超過部分の支払利息について損金算入を認めない制度を言います。

<主要関連税法規定>

- ▶ 《中華人民共和国企業所得税法》第46条
企業がその関連当事者から受領した債権性投資及び権益性投資の比率が規定の基準を超過してから発生した支払利息は、課税所得額を計算する際に控除してはならない。
- ▶ 《企業所得税法实施条例》第119条
債権性投資とは、企業が直接或いは間接的に関連当事者から取得した、元本弁済及び利息支払が必要或いはその他利息支払の性質を有する方式により補償を行う融資を指す；権益性投資とは、企業が受領した元本弁済及び利息支払が不要な、投資者が企業の純資産に対して所有権を有する投資を指す。
- ▶ 《関連当事者の支払利息に係る税前控除基準関連税收政策問題に関する通知》（財税[2008]121号）第1条第2項
企業が実際に関連当事者へ支払う支払利息は、本通知第二条の規定に合致する場合を除き、その受領した関連当事者の債権性投資及びその権益性投資の比率は以下の通りとする：
（一）金融企業 5：1；（二）その他企業 2：1
- ▶ 2号文書第7条
過少資本管理とは、税務機関が所得税法第46条の規定に基づき、企業が受領した関連当事者の債権性投資及び企業が受領した権益性投資の比率が規定の比率或いは独立取引原則に合致しているか否かに対して審査評価及び調査調整等を行う業務の総称を指す。
- ▶ 本公告第15条
企業の関連債務資本比率が基準比率を超過しており、独立取引原則に合致していることを説明しなければならない場合、過少資本特殊事項ファイルを準備しなければならない。

<2号文書からの主な変更点>

- ◇ 「非関連当事者が検証した融資取引の条項を受け入れ可能、且つ受け入れるか意思があるか否か」との条項を追加
- ◇ 算入しなければならない各種関連債権性投資を明確化
- ◇ 関連負債資本比率の計算方式を変更（下記「控除不能な利息の計算方式」ご参照）

■ 控除不能な利息の計算方式（2号文書第85条、本公告の付属資料）

《企業所得税法》第46条でいう課税所得税額を計算する際に控除してはならない支払利息は、以下の公式に基づき計算します。

$$\text{控除不能な支払利息} = \frac{\text{年度に実際支払った全ての}}{\text{A}} \times \frac{\text{（1-基準比率} \div \text{）}}{\text{B}} \times \frac{\text{関連負債資本比率}}{\text{C}}$$

SMBC NEWS



A	<ul style="list-style-type: none"> 資金融通に関する取引 信用貸付・担保貸付（保証貸付・抵当権設定貸付・質権設定貸付を含む）・手形割引・ファイナンスリース・利息付前払金・利息付延払金・グループのプーリング・その他融通資金 国外関連取引の利息及び国内関連取引の利息 直接或いは間接的に関連債券投資を取得して実際に計上した利息・関連当事者に支払った関連債権性投資の担保費用或いは抵当設定費用・特別納税調整により再度定めた利息・ファイナンスリースの融資コスト・関連債権性投資に関する金融デリバティブ手段或いは協議名義の利息・取得した関連債権性投資により生じた為替差損及びその他利息性質を有する費用
B	<ul style="list-style-type: none"> 基準比率：《財政部 国家税務総局：企業関連当事者の支払利息に係る税前控除基準関連税収政策問題に関する通知》（財税[2008]121号）が規定する比率 <ul style="list-style-type: none"> 金融企業 5：1 その他企業 2：1
C	<ul style="list-style-type: none"> 負債資本比率＝年度平均関連債権投資額(i)÷年度平均權益投資額(ii) (i) 年度平均関連債権投資額＝\sum（借入額×本年度の実際占用日数）÷365 (ii) 年度平均權益投資額＝\sum年度各月間平均投資額÷12 このうち、月間平均投資額＝以下①、②、②+③のうち金額が最大の項目 ①毎月の所有者權益平均額＝（所有者權益の期初残高＋所有者權益の期末残高）÷2 ②毎月の実収資本平均額＝（実収資本の期初残高＋実収資本の期末残高）÷2 ③毎月の資本積立金平均額＝（資本積立金の期初残高＋資本積立金の期末残高）÷2

■ 過少資本特殊事項ファイルの内容

- ・ 企業の弁済能力及び借入能力の分析
- ・ 企業グループの借入能力及び融資構造の状況分析
- ・ 企業の登録資本等の權益投資の変動状況の説明
- ・ 関連債権投資の性質・目的及び取得時の市場状況
- ・ 関連債券投資の通貨種類・金額・利率・期限及び融資条件
- ・ 非関連当事者が上述の融資条件・融資金額及び利率を受け入れ可能、且つ受け入れる意思があるか否か
- ・ 企業が債権性投資を取得するために抵当品を差し入れる状況及び条件
- ・ 担保人の状況及び担保条件
- ・ 同類・同時期の貸付の利率状況及び融資条件
- ・ 転換可能社債の転換条件
- ・ その他独立取引原則に合致していることが証明できる資料

以上

SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本 店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新国際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協国際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 国際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599